

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 498

平成20年12月22日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

2人に1人が利用する電子マネー 二重引き落としミスに注意が必要

現金がなくても買い物ができるなどのメリットから、前払い式電子マネーの普及率は驚異的な伸びを見せている。インターネット調査会社が今年9月にまとめた利用状況(西日本のイコカと定期や切符購入は除く)によると、07年比で10.5ポイント増の56.4%に達した。2人に1人以上が利用している計算となる。

ところが06年から07年以降にかけてナナコ(セブンイレブン発行)を除く、最大手のエディ、JR系のスイカ、イコカ、首都圏の私鉄系のパスモ、イオン発行のワオンのカード使用の際、レジで代金が二重に引き落とされるケースが目立って増えていることが明らかになった。携帯電話を端末にかざして清算する分も含まれている。

この事態は、読み取りが不十分だったり、ブザーが鳴って店員が電源を切ったり、別の端末を使ったりして再度カードをかざすことに起因している様子である。エディは非公表だが、07年3月以降、スイカで149件(金額で約26万円)、パスモで13件(約1万5,000円)あった。スイカで平均額は約1,800円となる。利用者が自分の利用履歴を調べない限り二重引き落としには気が付かないが、申し出れば返金される。

このため、店舗側で履歴確認できるようなシステム改修も検討されている。出入金をしっかり管理するか、同じものを2度買ったかどうかをしっかりと確認するなど、自衛も必要であることは否めない。

株価下落での上場株式評価損計上 50%超下落は判断要素の一つだが

上場株式の株価が大幅に下落している中で、決算期を迎えた法人は保有する上場株式について評価損を計上できるのだろうか。法人税法では、原則、売買目的上場株式以外のものは評価損の計上を認めていない。評価換えをして帳簿価額を低くしても、減額分について損金の額に算入することはできないことになっている。

ただし、「事業年度終了のときの株価がそのときの帳簿価額のおおむね50%を下回っており、かつ近い将来その価額の回復が見込まれない」とときには、評価損の計上が認められる。そうはいつでも、最近の株価の急落で50%基準を満たしたからといって、即評価損の計上が認められるわけではない。もう一つの「近い将来価額の回復が見込まれない」との要件を満たす必要があるが、上場株式については、上場が維持されている限り回復の可能性のあるものと見られる。つまり、通常相場の変動で単に株価が下落したようなケースは含まれていない。

評価損が認められるためには、株式の時価が過去2年間にわたり50%以上下落したままである、株式の発行会社が債務超過である、2期連続して損失を計上しており、翌期も損失が予想される、といった特段の事情にあるか否かななどを参考に、個別銘柄ごとに検討する必要がある。このように、評価損計上の判断基準は難しいので、株価が下落したからといって、安易に評価損を計上すると税務当局とのトラブルとなるので注意したい。

今週のキーワード

電子マネー

電子マネーは08年現在、エディ、スイカ、パスモ、ワオン、イコカの大手5社だけで総計9,000万枚も発行している。各社の発行枚数はエディ4,340万枚、スイカ2,615万枚。この2社を追随するのがパスモで1,028万枚。エディは大型商業・レジャー施設などの店舗に強く、スイカはJR系で、東京・品川、立川、埼玉・大宮駅の大規模商業施設「エキュート」など、駅中・駅周辺を重点に、特に駅中の開発は目覚ましい。私鉄系パスモも駅中、デパート、スーパーを主力としている。